

(2) 台風

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告 (第1体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね24時間以内に、最大風速18m/s以上の強風になると予想される場合、又は避難等勧告が相当と認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件となる台風情報の発表時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り余裕のある時期に、係留索の増取り等の係留強化、船倉蓋や水密扉の閉鎖、小型船にあつては陸揚げ固縛等を行う。 ・ 港内に在泊することにより危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、できる限り余裕のある時期に出港し、台風の影響を受けない沖合い等の安全な海域に避難する。 <p>(様式3による)</p>
避難等勧告 (第2体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね24時間以内に、最大風速25m/s以上の暴風になると予想される場合、又は避難等勧告が相当と認められる場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに荷役、作業を中止し、係留索の増取り等の係留強化、船倉蓋や水密扉の閉鎖、小型船にあつては陸揚げ固縛等を行う。 ・ 港内に在泊することにより危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、直ちに 出港し、台風の影響を受けない沖合い等の安全な海域に避難する。 <p>(様式4による)</p>
勧告解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告の基準となる条件が解除（又は変更）され、港内の安全が確認された時 		<p>勧告を解除する。</p> <p>(様式5による)</p>

※各勧告の内容は、船長が自船の性能、気象・海象等のあらゆる条件を考慮して行う最善の判断による措置を妨げるものではない。

(3) 発達した低気圧等

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告 (第1体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね24時間以内に、最大風速18m/s以上の強風になると予想される場合、又は避難等勧告が相当と認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件となる気象情報等の発表時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り余裕のある時期に、係留索の増取り等の係留強化、船倉蓋や水密扉の閉鎖、小型船にあつては陸揚げ固縛等を行う。 ・ 港内に在泊することにより危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、できる限り余裕のある時期に出港し、低気圧の影響を受けない沖合い等の安全な海域に避難する。 <p>(様式3による)</p>
避難等勧告 (第2体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね24時間以内に、最大風速25m/s以上の暴風になると予想される場合、又は避難等勧告が相当と認められる場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに荷役、作業を中止し、係留索の増取り等の係留強化、船倉蓋や水密扉の閉鎖、小型船にあつては陸揚げ固縛等を行う。 ・ 港内に在泊することにより危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、直ちに 出港し、低気圧の影響を受けない沖合い等の安全な海域に避難する。 <p>(様式4による)</p>
勧告解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告の基準となる条件が解除（又は変更）され、港内の安全が確認された時 		<p>勧告を解除する。</p> <p>(様式5による)</p>

※各勧告の内容は、船長が自船の性能、気象・海象等のあらゆる条件を考慮して行う最善の判断による措置を妨げるものではない。